

貨物利用運送事業法

【事業の種別等の揭示】

内外トランスライン株式会社

第一種貨物利用運送事業

<自動車>

業務の範囲

一般事業

利用運送の区域または区間

全国（北海道及び離島除く）

<外航海運>

業務の範囲

一般事業

利用運送の区域または区間

国内：大阪、神戸、東京、横浜、名古屋、門司、博多、広島、清水、仙台、水島

国外：東南アジア、東アジア、西アジア、中近東、ヨーロッパ、北米、中南米、
南アフリカ

第二種貨物利用運送事業

<外航海運>

業務の範囲

一般事業

利用運送の区域または区間

国内：大阪、東京、横浜、名古屋、神戸、博多、その他地方港

国外：アジア、オセアニア、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ

貨物の集配の拠点

大阪、東京、横浜、神戸、名古屋、博多、新潟、直江津、富山、清水、水島、広島、
門司

<内航海運>

業務の範囲

一般事業

利用運送の区域または区間

全国各港間

貨物の集配の拠点

大阪、東京、博多、那覇

<国際航空>

業務の範囲

国際運送に係る一般混載事業

利用運送の区域または区間

仕立地：大阪、東京、名古屋

仕向地：TC-1、TC-2、TC-3

貨物の集配の拠点

大阪、東京、名古屋

<鉄道貨物>

業務の範囲

①一般事業

②鉄道貨物輸送の種類：コンテナ輸送

③特殊な分野の鉄道貨物輸送に限って事業を行うかどうかの別：行わない

利用運送の区域または区間

拠点駅：神戸貨物ターミナル駅、福岡貨物ターミナル駅、東京貨物ターミナル駅、
横浜本牧駅

仕向駅：日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅

貨物の集配の拠点

神戸貨物ターミナル駅、福岡貨物ターミナル駅、東京貨物ターミナル駅、横浜本牧駅

以上